

研究業績等に関する事項

著書、学術論文等の名称	単著、 共著の別	発行又は 発表の年月	発行所、発表雑誌等 又は 発表学会等の名称	概 要
(著書(欧文)) 1.				
(著書(和文)) 1. 諸外国の修復的司法	共著	2004年12月	中央大学出版部・ 43-116頁、451-475 頁(翻訳)	本書は、諸外国における修復的司法の 実践や修復的司法に対する批判的 考察等を行うものである。著者は、 「ニュージーランドにおける修復的 司法の発展とマオリ族：1989年の家 族集団協議会から2001年の裁判所関 与の修復的司法協議会まで」、 「ニュージーランドにおける賠償命 令と修復的司法：2002年の量刑法 (Sentencing Act2002)を踏まえ て」、さらにはポール・タカギ教授 の論文の翻訳を担当するものであ る。
2. 演習ノート刑事政策 (第9版)	共著	2006年7月	法学書院・104-105 頁、138-139頁、 172-175頁	本書は、大学における演習講座に供 することを目的に、刑事政策の主要 な問題点について、論点を整理した うえで模範答案を示したものであ る。本書では、「社会奉仕命令」、 「常習犯罪」、「刑法改正と刑事政 策」、「監獄法改正と刑事政策」を 担当した。
3. 演習ノート刑事政策 (第10版)	共著	2010年10月	法学書院・104-105 頁、138-139頁、 172-175頁	本書は、我が国における監獄法改正 に伴う刑事収容施設及び被収容者等 の処遇に関する法律の制定、ならび に英国及びニュージーランドにおけ る社会内奉仕命令の一部変更等を踏 まえ、『演習ノート刑事政策(第9 版)』の内容を一部改訂したものであ る。担当箇所は、第9版と同じ。
4. 「小さな大国」 ニュージーランドの 教えるもの	共著	2012年7月	論創社・252-269頁	本書は、様々な分野においてニュー ージーランドから学ぶべき事項につ いて纏めたものであり、日本ニュー ージーランド学会が編集したものであ る。本書では、「ニュージーランド における犯罪被害者政策」の箇所を 担当した。
5. ニュージーランド Today	共著	2019年4月	春風社・106-111頁	本書は、ニュージーランド学会員に より、ニュージーランドに関する 様々な事項について纏めた書籍であ る。報告者は、ニュージーランドの 司法制度の箇所を担当した。
6. 高齢者犯罪の総合的 研究	共著	2021年2月	風間書房・331-346	本書中においては、ニュージーラン ドの高齢受刑者の特徴として、性犯 罪が多いことを説明するとともに、 同国における性犯罪に係る立法の動 向について論じた。

(学術論文(欧文)) 1.				
(学術論文(和文)) 1. ニュージーランド事故補償制度：犯罪被害者補償の観点から	単著	1999年2月	中央大学大学院研究年報法学研究科篇28号207-217頁(査読無)	本稿は、ニュージーランドにおける事故補償制度について犯罪被害者補償の観点から考察を試み、同制度の理論的根拠である“Community Responsibility”の発想に着目する。さらに、犯罪被害者補償制度における「填補」の重要性についても再考するものである。本稿は、修士論文として提出した原稿を要約し、若干の加筆修正を行ったものである。
2. ニュージーランドにおけるVictim Impact Statement	単著	2000年2月	中央大学大学院研究年報法学研究科篇29号209-219頁(査読無)	本稿は、ニュージーランドにおけるVictim Impact Statement（量刑手続において、犯罪被害者が受けた被害状況について、書面もしくは訴追人の口頭により裁判官に伝えられる情報）の運用状況、評価等について論じるとともに、我が国の刑事手続における被害者の意見表明についても若干の問題提起を行うものである。
3. ニュージーランドにおける修復的司法の一手段としての賠償命令	共著	2002年7月	法学新報109巻3号47-77頁(共同執筆のため、担当箇所適示不能) (査読無)	本稿は、ニュージーランドにおける賠償命令（犯罪被害者が受けた財産的・心理的被害に対する金銭的賠償として、刑事手続の中で加害者に対して言渡される命令）の成立過程及びその内容について検討を加えるとともに、同命令を修復的司法の一形態であるとする主張に対しても検討するものである。
4. ニュージーランドにおける被害状況報告(Victim Impact Statement)の最近の動向：被害者の権利法案の提出	単著	2003年2月	中央大学大学院研究年報法学研究科篇32号189-201頁(査読無)	本稿は、ニュージーランドにおける被害者の権利法案（同法案は脱稿後、「2002年被害者の権利法」として成立）の中で、被害者自身の口頭による被害状況報告の陳述を認める内容が含まれている点を踏まえ、現行制度との比較に焦点をあて、同法案における問題点について若干の考察を試みるものである。
5. ニュージーランドにおける被害者政策の新動向：被害者の権利法の成立	単著	2003年3月	JCCD91号17-28頁(査読有)	本稿は、ニュージーランドにおける「2002年被害者権利法」について、制定前の旧法との比較も踏まえながら、若干の紹介と検討を試みるものである。同法は、犯罪被害者に関わる機関に対して、犯罪被害者に情報を提供し、援助を行う等の明確な義務を課しており、被害者の権利性をより念頭においた法律であると考えられる。
6. ニュージーランドにおける電子監視を伴う在宅拘禁	単著	2003年10月	JCCD92号12-22頁(査読有)	本稿は、ニュージーランドにおける電子監視を伴う在宅拘禁に関する沿革・申請手続・運用・評価について論じるものである。同国も我が国同様、刑事施設における過剰収容問題を抱えており、過剰収容を背景に導入された同制度は、我が国における刑事政策に対しても少なからず視座を提供していると結論づける。

7. ニュージーランドにおける児童・青少年の犯罪行為	単著	2003年12月	JCCD93号23-32頁(査読有)	本稿は、ニュージーランドにおける児童・青少年の犯罪行為の動向や問題を中心に論じるものである。本稿では、同国の児童・青少年の犯罪行為について、司法制度・犯罪動向・問題等の紹介ならびに若干の考察を試みることにより、同国における修復的司法や家族集団協議会を考える上での一助となることを目指すものである。
8. ニュージーランドにおける修復的司法の発展	単著	2004年2月	中央大学大学院研究年報法学研究科篇33号227-242頁(査読無)	本稿は、ニュージーランドにおける修復的司法の発展について、「1989年児童、青少年及びその家族法」の成立から、2001年における裁判所関与の修復的司法協議会の試験的運用までの間における修復的司法に関する議論や動向等を中心に論じるものである。本稿ではとりわけ、同法制定当時は論じられていなかった修復的司法について、その後の議論状況及び発展過程について概観し、若干の考察を試みるものである。
9. ニュージーランドにおける社会内処遇の新動向：2002年の量刑法におけるコミュニティ内量刑	単著	2004年3月	JCCD94号20-32頁(査読有)	本稿は、ニュージーランドの「2002年量刑法」における犯罪者に対する社会内処遇制度の中で、コミュニティ内量刑と呼ばれている監督及び社会内労働の概要について、制定前の旧法との比較を通じて論じるものである。その上で、同国と我が国の共通の問題である刑事施設の過剰収容についても言及し、社会内処遇制度の充実の必要性について言及するものである。
10. ニュージーランドにおける売春の非犯罪化：2003年の売春改正法の成立	単著	2005年5月	JCCD97号58-67頁(査読有)	本稿は、ニュージーランドにおける「2003年売春改正法」制定までの経緯ならびにその内容について概説するものである。同法は、売春を非犯罪化し、法律上是認される職業とすることにより、売春に対する法的統制を図ることを意図していると評価される。
11. ニュージーランドにおける修復的司法の評価：裁判所関与の修復的司法実験プログラムに対する評価報告書を中心として	単著	2007年1月	JCCD100号165-177頁(査読有)	本稿は、ニュージーランド法務省が2005年に発表した報告書である『裁判所関与の修復的司法パイロット：評価』における修復的司法協議会のプロセス・成果・被害者の満足度・再犯防止効果の各項目に関する調査結果を紹介し、若干の考察を加えたものである。
12. ニュージーランドにおける修復的司法の評価に対する一考察：裁判所関与の修復的司法パイロットにおける被害者の満足度を中心として	単著	2009年3月	被害者学研究19号60-70頁(査読有)	本稿は、2008年6月の日本被害者学会第19回学術大会における報告内容を論文として纏めたものである。本稿では、学会報告の内容に加え、ニュージーランドにおける刑事施設の過剰収容問題と修復的司法との関連性についても加筆している。

13. ニュージーランドにおける刑事施設の民間委託：オークランド中央拘置所における民間委託までのプロセス	単著	2009年6月	JCCD104号91-102頁(査読有)	本稿は、ニュージーランドにおける1980年代の刑事施設運営の民間委託に関する議論から2000年のオークランド中央拘置所の民間委託に至るまでのプロセスについて概説したものである。本稿では、同国において刑務所よりはむしろ拘置所の運営を中心に刑事施設の民間委託が考えられてきた点を指摘するとともに、その背景についても言及する。
14. ニュージーランドにおける刑事施設運営の民間委託制度の廃止：2004年矯正法の成立および最近の動向	単著	2009年10月	八木国之博士追悼論文集241-253頁(査読有)	本稿は、ニュージーランドにおける刑事施設運営の民間委託制度の開始から同制度の廃止に至るまでのプロセスについて概説したものである。本稿では、刑事施設運営の民間委託制度の是非をめぐり、二大政党間における政争の具の様相を呈している点を指摘するとともに、同国における2008年の政権交代後の動向についても若干言及するものである。
15. ニュージーランドにおける社会内処遇制度の一形態としての社会内労働	単著	2010年7月	立石二六先生古稀祝賀論文集893-912頁(査読無)	本稿は、ニュージーランドにおいて2002年の新立法により新たに導入された犯罪者に対する社会内処遇制度の一形態である社会内労働について概説するものである。本稿では、立法前の旧法における状況・社会内労働の概要・実務状況に加え、社会内労働の法的特色及び社会内労働の経験を活かした対象者の社会復帰等についても言及する。
16. ニュージーランドにおける刑事施設の民間委託運営制度の復活：二〇〇九年矯正改正法(契約に基づく刑事施設の運営)の成立	単著	2011年3月	法学新報117巻7・8号555-589頁(査読無)	本稿は、ニュージーランドにおいて2009年の法改正により、再度導入された刑事施設運営の民間委託制度について論じたものである。本稿では、2009年における法改正の経緯ならびにその内容について論じるとともに、費用対効果やニュージーランド先住民であるマオリの問題の点から若干の考察を試みている。
17. ニュージーランドにおける社会内処遇制度の一形態としての社会内労働を通じた対象者の就労	単著	2012年3月	『比較法雑誌』第46巻2号103-126頁(査読無)	本稿は、2011年度における科学研究費補助金課題の成果を研究として纏めたものである。本稿では、ニュージーランドにおける社会内労働の経験を通じた就労状況について、研究過程で入手した文献及び実務家への聞き取りによる調査等に基づき執筆したものである。
18. 我が国における保護観察対象者による社会貢献活動の発展可能性に関する一考察：ニュージーランドにおける社会内労働を通じた就労支援の視点から	単著	2013年3月	『比較法雑誌』47巻2号157-182頁(査読無)	本稿は、2010-2012年度の科研費による研究成果の纏めとして執筆したものである。本稿では、ニュージーランドにおける社会内労働の有する対象者に対する就労支援としての要素を、我が国における社会貢献活動に活用する方法として、①職業訓練の要素を伴う社会貢献活動の実施について検討すべきであること、②社会貢献活動の時間的枠組みについて、対象者の事情に合わせて柔軟に対応することを検討すべきであることについて提言する。

19. 我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援に対する一考察：大韓民国における性犯罪被害者に対するワンストップ支援センターを訪問して	単著	2013年11月	『JCCD』111号46-58頁(査読有)	本稿では、我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援について、筆者が2013年8月に訪問した韓国におけるワンストップ支援センターにおける例と比較し、その相違点について論じる。さらに、性犯罪以外の被害者に対するワンストップ支援制度の拡大可能性についても言及するものである。本稿における記述を基に科研費の平成26年度基盤研究(C)に研究代表者として申請し、平成26-28年度における助成事業に採択されるに至った。
20. 我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援の対象拡大に関する一考察	単著	2015年3月	『法学新報』121巻11・12号645-669頁(査読有)	本稿では、犯罪被害者に対するワンストップ支援とは、従来その必要性が主張されてきた被害者支援の多機関連携を可能な限り一か所で提供するために集約させたもので、いわば多機関連携の集約形態であるとの認識に基づき、ワンストップ支援の対象を現在のように犯罪被害者に限定する必然性はなく、それ以外の被害者にも拡大していくべきであり、このことが被害者志向的な被害者支援となると主張する。
21. ニュージーランドにおける民間被害者支援団体(VS)の活動：犯罪被害者に対するワンストップ支援の観点から	単著	2016年9月	『比較法雑誌』50巻2号341-362頁(査読無)	本稿は、科学研究費助成事業(平成26-28年度)に基づく平成27年度の研究成果を纏めたものである。本稿では、ニュージーランドにおけるVSと呼ばれる民間の被害者支援団体に注目する。VSでは、特段罪種を限定することなく支援を提供しており、また殺人などの重大な犯罪の被害者にはVS独自の経済的支援を提供し、さらにはVSにて提供不可能な支援については外部機関との連携によって対応するなど、ワンストップ支援センターとしての機能を十分有するものである。
22. ニュージーランドにおける被害者支援団体(VS)の活動とワンストップ支援	単著	2018年3月	『被害者学研究』28号62-73頁(査読有)	本稿は、平成29年まで延長した科学研究費助成事業における平成28年度の成果及び29年度の間報告としての意味合いを持つものである。本稿では、ニュージーランドにおけるVSのすべての罪種を対象とした犯罪被害者に対するワンストップ支援センターとしての機能を中心に、VSの活動について論じたものである。VSがワンストップ支援センターとしての可能を果たしている要因として、①多機関連携の充実、②政府拠出金を中心とした財源の確保及び有給スタッフの存在、③活動の背景としてのニュージーランドで歴史的に発展してきた「コミュニティの責任」の存在等を指摘する。

<p>(紀要論文)</p> <p>1. 被害者支援と修復的司法</p> <p>2. 我が国及び韓国のPFI(民営)刑務所における被収容者に対する実力行使に関する比較考察</p> <p>3. 我が国における犯罪者等に対する就労支援：その現状と課題</p> <p>4. 我が国及びアメリカ合衆国における犯罪被害者に対するワンストップ支援の現状：首都圏及びカリフォルニア州における例を参考として</p>	<p>共著</p> <p>単著</p> <p>単著</p> <p>共著(筆頭著者)</p>	<p>2009年3月</p> <p>2011年3月</p> <p>2011年10月</p> <p>2015年9月</p>	<p>常磐大学『人間科学』第26巻2号 53-60頁</p> <p>常磐大学『人間科学』第28巻2号61-68頁</p> <p>常磐大学『人間科学』第29巻1号59-68頁</p> <p>常磐大学『人間科学』第33巻1号23-36頁(共同執筆のため、担当箇所適示不能)</p>	<p>本稿は、2006年度及び2007年度における本学課題研究の成果を研究ノートとして纏めたものである。本稿では、ニュージーランドにおける修復的司法に対する被害者の満足度に関する調査報告書の概要及び同報告書に関するインタビュー調査等の結果、ならびに韓国における刑事調停制度の概要及び同制度に関するインタビュー調査等の結果について概説している。</p> <p>本稿は、2008年度及び2009年度における本学課題研究の成果を研究ノートとして纏めたものである。本稿では、我が国ならびに我が国と同様に国家刑罰権を前提とした行刑運営を実施している韓国における被収容者に対する民間職員に対する有形力の行使に係る立法及び実務運用に関する比較考察を試みるものである。</p> <p>本稿は、2010年度における科学研究費補助金課題の成果を研究ノートとして纏めたものである。本稿では、我が国の犯罪者処遇における就労支援の意義や現状等について、研究過程で入手した文献及び実務家への聞き取りによる調査等に基づき執筆したものである。</p> <p>本稿は、科学研究費助成事業(2014-2016年度)に基づく2014年度の研究成果を論文として纏めたものである。本稿においては、首都圏における複数のワンストップ支援センターならびにカリフォルニア州における犯罪被害者関係機関に対する面接調査を中心として、ワンストップ支援の促進に必要と思われる事項について言及する。</p>
<p>(辞書・翻訳書等)</p> <p>1. 矯正用語事典</p> <p>2. 改定：矯正用語事典</p> <p>3. 新訂矯正用語事典</p>	<p>共著</p> <p>共著</p> <p>共著</p>	<p>2006年4月</p> <p>2009年4月</p> <p>2019年9月</p>	<p>東京法令出版(法学、刑事法、刑事政策担当)</p> <p>東京法令出版(法学、刑事法、刑事政策担当)</p> <p>東京法令出版(法学、刑事法、刑事政策担当)</p>	<p>本書は、矯正実務家の利用に供することを目的として、法律、刑事政策、教育学、心理学、医学等の分野における矯正実務関連の専門用語を収めた事典である。本書においては、法学、刑事法、刑事政策を担当した。</p> <p>本書は、刑法一部改正ならびに刑事収容施設及び被収容者の処遇等に関する法律の制定等の国内外における動向を踏まえ、矯正用語事典の内容の一部を改訂し、出版したものである。本書においても、法学、刑事法、刑事政策を担当した。</p> <p>本書は、2009年発刊の『改訂矯正用語事典』から約10年間における法改正を踏まえ、当該事典の内容の一部を改訂し、出版したものである。本書においては、法学、刑事法、刑事政策に係る専門用語を担当した。</p>

(報告書・会報等)				
1. 京都市風紀取締条例三条の罰則のうち罰金を定めた部分が失効した場合の拘留を定めた部分の効力：京都市風紀取締条例違反被告事件上告審決定	単著	2000年3月	法学新報106巻5・6号243-261頁	本稿は、最高裁判所第1小法廷決定平成11年4月8日に対する判例評釈である。本決定では、京都市風紀取締条例3条の罰則のうち、平成3年の刑法改正により罰金を定めた部分が失効した場合、拘留を定めた部分についても失効するか否かが争点になったものであり、最高裁判所は、拘留を定めた部分がなおも罰則としての効力を有しているとする下級審の判断を正当とし、被告人の上告を棄却した。
2. アメリカ合衆国における司法組織における被害者政策への提言	単著	2000年6月	比較法雑誌34巻1号165-178頁	本稿は、アメリカ合衆国司法省が1998年にまとめた『現場からの新たな提言：21世紀に向けての被害者の権利とサービス』の第4章である「司法組織」における被害者政策に関する報告と勧告について紹介するものである。これらの報告と勧告は、必ずしも同国司法省の公式見解ではないと説明されているが、同国における被害者政策を考える上で、何らかの参考になるものであると考えられる。
3. 著書紹介『講座被害者支援②：犯罪被害者対策の現状』	単著	2000年7月	白門(中央大学通信教育部)52巻7号62-63頁	本稿は、宮澤浩一・國松孝次監修、椎橋隆幸編集『講座被害者支援②：犯罪被害者対策の現状』東京法令出版(2000年)について紹介するものである。本書は、警察、検察、裁判、矯正・保護、少年法制度及びマスコミにおける被害者対策の現状・課題等について言及するものであり、被害者対策の実務活動について体系的にまとめられており、被害者対策の現状と今後の発展を考える上で大いに参考になるものである。
4. 刑事司法における治療的法学の可能性	単著	2001年6月	比較法雑誌35巻1号202-213頁	本稿は、アメリカ合衆国において議論されている「治療的法学」(法手続きや法執行の際に、それらに関わる人々に対する治療的なアプローチを考えるもの。従来、精神衛生法の分野で議論されていた)の刑事法の分野への適用可能性についての議論を紹介するものである。本稿では特に、①性犯罪者と答弁手続き、②プロベーション手続きにおける治療的法学の適用可能性について取りあげるものである。
5. 領海及び接続水域に関する法律一条、二条、同法施行規則令二条により領海となった海域における違法行為に対する裁判権の行使と日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定(一九六五年条約第二六号)四条一項	単著	2001年8月	法学新報108巻4号277-297頁	本稿は、最高裁判所第1小法廷決定平成11年11月30日に対する判例評釈である。本決定では、平成8年の領海法の改正により新たに我が国の領海になった海域における取締及び裁判管轄権と、日韓漁業協定との関連が争点となったものであり、最高裁判所は、我が国の取締及び裁判管轄権が、日韓漁業協定により制限を受けるものではないとする下級審の判断を正当とし、被告人の上告を棄却した。

6. ニュージーランドにおける被害者支援 (Victim Support) グループ：その概要	単著	2002年6月	比較法雑誌36巻1号 103-114頁	本稿は、ニュージーランドにおける被害者支援の民間団体である被害者支援グループ (VS) の活動状況について、VSの報告書、ならびに筆者が2001年に訪れたクライストチャーチVS及びニュープリマスVSの責任者から入手した資料・情報を中心に紹介するものである。さらに、我が国における被害者支援の民間活動を考える上で、参考になる点についても言及するものである。
7. ニュージーランドで被害に遭って：ニュージーランド被害者支援 (Victim Support) グループでの経験	単著	2003年3月	センターニュース (被害者支援都民センター) 9号11-12頁	本稿は、筆者がニュージーランドで盗難に遭い、被害者として被害者支援グループ (VS) を訪れた際に経験したことについて述べたものである。本稿では、著者が受けた情報や資料の提供について述べるとともに、警察署の敷地内にVSの事務所が設置されていることの意義、ならびに被害者にとって利用しやすい民間団体の必要性等についても言及するものである。
8. ニュージーランドにおける修復的司法：『修復的司法：審議報告書』における修復的司法の定義	単著	2003年6月	比較法雑誌37巻1号 240-255頁	本稿は、1995年にニュージーランド法務省によって発行された『修復的司法：審議報告書』の第2章である「修復的司法の定義づけ」について紹介するものである。この紹介を通じ、ニュージーランドにおいて修復的司法に関する議論が高まってきた時期に、修復的司法の概念がどのように考えられていたかについて知ることができる。
9. 被害者学会探訪	単著	2003年9月	現代刑事法5巻9号86 頁	本稿は、2003年6月14日に常磐大学で開催された、日本被害者学会第14回学術大会の概要について述べたものである。本大会では、3名の報告者による個別報告、宮澤浩一博士による基調講演「被害者学の展望」、5名のパネリストによる共同研究「犯罪被害者と刑罰」が行われた。また、常磐大学における国際被害者学研究所の設立についても報告された。
10. ニュージーランドにおける修復的司法②：『裁判所関与の修復的司法：ファシリテーター・トレーニング・マニュアル』における修復的司法の意義	単著	2003年12月	比較法雑誌37巻3号 167-180頁	本稿は、ニュージーランド裁判所局によって発行された『裁判所関与の修復的司法：ファシリテーター・トレーニング・マニュアル』のモジュール1に基づいて、修復的司法の概念や同国における修復的司法の歴史等を紹介するものである。本稿は、同国において修復的司法プログラムに携わる実務家たちが、修復的司法について、いかなる認識の下にプログラムを実践しているかについての資料提供を目的としている。



11. 新著紹介：藤本哲也『犯罪学原論』	単著	2004年7月	中央評論248号178-179頁	本稿は、藤本哲也『犯罪学原論』日本加除出版（2003年）についての著書紹介である。本書では、20世紀のアメリカにおいて形成された犯罪学の諸理論について一般的に承認された年代順に論じられており、本書を一読することにより同国の犯罪学理論の発展過程の全貌を知ることが出来るものとなっている。
12. ニュージーランドにおける犯罪被害の現状：第2回全国犯罪被害者調査結果の概要	単著	2004年9月	比較法雑誌38巻2号393-406頁	本稿は、2003年に報告された『2001年ニュージーランド全国犯罪被害調査』における「主要な調査結果の概要」の部分を中心に紹介するものである。本調査では、無作為に抽出された総勢約5300人への面談が実施され、被害経験の有無、当該被害の警察への通報等について回答が得られた。
13. ニュージーランドにおける訴追制度：法務次長(Solicitor-General)の訴追ガイドライン	単著	2004年9月	JCCD95号42-64頁	本稿は、ニュージーランドにおいて正式起訴状を必要とする犯罪を訴追する際に、法務官(Crown Solicitor)が従うべき訴追ガイドラインについて紹介するものである。本ガイドラインでは、法務官が実際に訴追を行う際に考慮すべき諸原理について定められており、ニュージーランドにおける訴追制度を理解する上で貴重な資料であるといえる。
14. 国民国家の再統合シェイミング	共著	2004年9月	JCCD95号16-27頁(共同翻訳のため、担当部分の適示不可)	本稿は、ニルス・クリスティ教授が2003年8月末にフィンランドのヘルシンキで開催された第3回欧州犯罪学会総会の冒頭において行った講演内容についての翻訳したものである。講演では、ロシア、キューバ及びアメリカにおける刑務所人口について述べ、過剰収容の問題について問いかけられている。
15. マオリと刑事司法：ニュージーランドにおける青少年司法に関する一考察	単著	2005年9月	比較法雑誌39巻2号331-344頁	本稿は、ニュージーランドの先住民マオリの文化的背景に配慮した刑事司法制度の導入に対する批判的論文を紹介したものである。このような制度の導入に対し「新たな植民地化のプロセス」とする評価については、議論の余地があるように思われるものの、多民族国家における司法制度のあり方に対して問題提起を行っている点は評価できると考える。
16. 被害者学	単著	2006年4月	青少年問題622号32-37頁	本稿は、「犯罪学いろいろ」との特集のもとに、犯罪学の一領域としての被害者学について初学者向けに概説を試みたものである。本稿では、犯罪学と被害者学との関連や被害者学の研究領域等について概説する。

17. 巻頭言：ニュージーランドと被害者学	単著	2015年7月	日本ニュージーランド学会誌22号1-2頁	本稿は日本ニュージーランド学会の機関誌の巻頭言として、ニュージーランドにおける犯罪被害者施策に係る先進的な取組みを紹介し、併せて被害者学の分野からニュージーランド研究を行うことの面白さについても言及する。
18. 1年余の期間における近親相姦に対して有罪答弁をした被告人の量刑宣告手続において、被害状況報告中で起訴内容と異なる犯罪の態様を示唆する箇所について不適切と判断された事例(R v F, Timaru High Court, 20 June 1989, Criminal Report of New Zealand, vol. 4, pp. 365-368.)	単著	2017年9月	『日本ニュージーランド学会誌』24号	本稿は、被告人は1年余りの近親相姦で有罪認定を受けたにも関わらず、被害者が受けた被害について裁判所に伝えることを目的とした制度である被害状況報告(Victim Impact Statement)の中で、被告人から約8年に渡り暴行脅迫を伴う強制性行を受けていたことを示唆する内容の箇所が不適切と判断された事例について紹介・解説するものである。
19. 起訴されていない他の犯罪について言及し、かつ性犯罪への科刑に対する裁判所の正しい心構えに関して感情的な文言で量刑宣告人に対して勧告することを内容とする被害状況報告が、1987年犯罪被害者法の文言及び精神に反すると判断された事例(R v Hopkirk, Court of Appeal, 27 September 1994, Criminal Report of New Zealand, vol. 12, pp. 216-219.)	共著	2017年9月	『日本ニュージーランド学会誌』24号30-37頁(共同執筆のため、担当部分の適示不可)	本稿は、強制わいせつに関する事案の被害状況報告において、裁判所に起訴されていない他の犯罪行為について言及し、かつ性犯罪への科刑に対する裁判所の正しい心構えに関して感情的な文言で量刑宣告人に対して勧告することを内容とする部分を不適切とし、被害状況報告の目的は刑が科せられるべき特定の犯罪に関する被害者の影響について伝えるものであると判示した事例について紹介・解説するものである。
(国際学会発表) 1.				
(国内学会発表) 1. ニュージーランドにおける犯罪被害者と刑事司法	単	2007年6月	日本ニュージーランド学会第14回学術大会・総会 早稲田大学	2006年度における課題研究内容に関する報告
2 ニュージーランドにおける修復的司法の評価	単	2008年6月	日本被害者学会第19回学術大会個別報告・京都産業大学	常磐大学課題研究助成に基づく報告

3 地域における自主防犯活動	単	2010年12月	第9回中央大学犯罪学研究会・中央大学	那須烏山市における防犯活動に関する報告
4 ニュージーランドにおける犯罪者に対する社会奉仕命令としてのcommunity work	単	2011年6月	日本ニュージーランド学会第18回学術大会・総会 大東文化大学	科学研究費補助金課題(2010年度及び2011年度)に基づく報告
5. ニュージーランドにおけるcommunity workを通じた就労の現状	単	2012年6月	日本ニュージーランド学会第19回学術大会・総会 東北公益文科大学	科学研究費補助金課題(2011年度及び2012年度)に基づく報告
6. ニュージーランドにおけるCommunity Workを通じた就労からみた我が国の保護観察対象者に対する社会貢献活動の発展可能性に関する一考察	単	2013年6月	日本ニュージーランド学会第20回研究大会・総会 日本大学	科学研究費補助金課題(2010-2012年度)に基づく報告
7. ニュージーランドにおける犯罪被害者に対するワンストップ支援としての警察及び民間支援団体との連携	単	2015年6月	2015年度ニュージーランド学会総会・例会 佛教大学	科学研究費助成事業(2014-2016年度)に基づく報告
8. 犯罪被害者に対するワンストップ支援の観点からみたニュージーランドにおける民間被害者支援団体(VS)の活動	単	2015年10月	日本ニュージーランド学会第72回研究会 東北公益文科大学	科学研究費助成事業(2014-2016年度)に基づく報告
9. 我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援に係る対象罪種の拡大に関する一考察：NZにおける犯罪被害者支援から学ぶもの	単	2016年10月	日本ニュージーランド学会第75回研究会 (大東文化大学)	本発表は、2016年9月に実施したニュージーランドにおける被害者支援団体(以下「VS」という)に対する面接調査及び同国の図書館における文献調査とともに、これまでの研究成果も加味した上で学術報告を試みたものである。本発表では、新たにVSの財源やVSの活動の背景にあると思われる「コミュニティの責任」の概念等について言及し、その上で今後の我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援の対象被害者の拡大の方向性についても多少言及した。

<p>10. Victim Supportにみる犯罪被害者に対するワンストップ支援実施のための条件</p>	<p>単</p>	<p>2017年10月</p>	<p>日本ニュージーランド学会第78回研究会(大東文化大学)</p>	<p>報告は、2017年8月にニュージーランドを訪問し、その調査結果を纏めたものである。本報告では、2016年度の調査で新たな疑問として浮上したVSにおける2003年から2004年の改革に特に重点を置いた発表となっている。すなわち改革前は、ニュージーランド各地におけるVSがそれぞれ独立した組織で、各地のVSがそれぞれ異なる組織運営を行い、財源もそれぞれのVSごとに確保していたものが、改革後はVSを全国的な組織として改変する事で、政府からの拠出金を獲得できるようになったこと等を指摘している。</p>
<p>11. 日本ニュージーランド学会創立25周年記念シンポジウム：「日本におけるニュージーランド研究：過去・現在・未来、『ニュージーランド研究関連文献集』を用いて」法学の立場から</p>	<p>単</p>	<p>2018年6月</p>	<p>日本ニュージーランド学会第25回研究大会・総会(早稲田大学)</p>	<p>本報告は、日本ニュージーランド学会創立25周年記念シンポジウムとして、報告者を含む5名の異なる分野の報告者により、我が国におけるニュージーランド研究について『ニュージーランド研究関連文献集』に収録されている文献を中心に発表されたもので、報告者は刑事法を中心とした法学の立場から報告したものである。本報告において報告者は、1990年台まではニュージーランドにおける刑事法研究はあまり盛んではなかったものの、修復的司法の台頭により2000年台以降はその研究が急速に進んだこと等を指摘した。</p>
<p>12. 犯罪被害者に対するワンストップ支援</p>	<p>単</p>	<p>2021年12月</p>	<p>2021年度第2回茨城社会安全研究会</p>	<p>本報告は、本学社会安全政策研究所所属の教員がこれまでに行ってきた研究を披露するために行ったものである。この中でニュージーランドにおけるワンストップ支援の現状について報告した。</p>
<p>(演奏会・展覧会等) 1.</p>				
<p>(招待講演・基調講演) 1.</p>				
<p>(受賞(学術賞等)) 1.</p>				

研 究 活 動 項 目						
助成を受けた研究等の名称	代表, 分担等 の別	種 類	採択年度	交付・ 受入元	交付・ 受入額	概 要
(科学研究費採択) 1. 就労支援の観点に基づき我が国の社会貢献活動発展の諸条件に関する実証的研究	代表	若手B	2010年度		1300千円 (2010年・300千円、 2011年度 500千円、 2012年度 500千円)	本研究は、我が国において保護観察対象者に対する特別遵守事項として導入検討中にある社会貢献活動について、対象者への就労支援の観点から海外との比較考察を含めた実証的研究を行い、就労促進のための条件・方策を明確化し、以って対象者の社会復帰の向上に資することを目的とする。本研究は2012年度までの3年間の助成である。
2. 対象被害者拡大の観点に基づき我が国のワンストップ支援発展の条件に関する実証的研究	代表	基盤C	2014年度		2700千円 (基金)	本研究は、我が国において性犯罪被害者にほぼ限定されているワンストップ支援について、対象となる犯罪被害者を生命・身体に対する罪の被害者にまで拡大するための方策について提言することを最終目標として、国内外の被害者支援組織及び研究者等を訪問し、面接調査等を実施するものである。
(競争的研究助成費獲得(科研費除く)) 1.						
(共同研究・受託研究受入れ) 1.						
(奨学・指定寄付金受入れ) 1.						
(学内課題研究(共同研究)) 1. 被害者支援と修復的司法	分担	—	2006年度	—	1132千円 (2006年 度)、827 千円(2007 年度)	本研究は、ニュージーランド及び韓国において修復的司法の実践プログラムと評価されているプログラムについて、被害者支援の観点から考察を試みたものである。
(学内課題研究(各個研究)) 1. 刑務所における官民の連携に関する一考察：保安作用に係る事項を中心として	代表	—	2008年	—	333千円 (2008年 度)、317 千円(2009 年度)	本研究は、我が国におけるPFI刑務所において、民間職員による保安作用の行使について制限が加えられている点に鑑み、当該制限に伴う問題点等について、海外との比較を交えながら考察を試みるものである。本研究は、2010年3月までの助成を受けた研究である。
(知的財産(特許・実用新案等)) 1.	—			—	—	